平素より、新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力くださいまして誠にあり がとうございます。

先日の新型コロナウイルス政府対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域が次のように決定されました(別添1、2)。これに併せて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添3)が変更されましたので、お知らせいたします。

○緊急事態措置を実施すべき区域・期間

東京都、京都府、大阪府、兵庫県 令和3年4月25日~5月11日まで

○まん延防止等重点措置を実施すべき区域・期間

宮城県 令和3年4月5日~5月11日まで

沖縄県 令和3年4月12日~5月11日まで

埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県 令和3年4月20日~5月11日まで

これらの変更を受け、5月11日までのゴールデンウィーク期間において、新型インフルエンザ特別措置法に基づく適切な感染予防策等が着実になされるよう催物の開催制限、施設の使用制限等の留意事項について、別添4をご参照いただき着実な実施をお願いいたします。

また、今回の基本的対処方針の改訂では、飲食の場面の対策の強化を図るとともに、人流の抑制につながる強い措置を実施するものとなっております。これまでもお願いしておりますが、特に緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務等の更なる徹底に加え、大型連休中の休暇取得の促進により、出勤者数の7割削減にご協力よろしくお願いいたします。

## <添付資料>

【別添1】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

【別添2】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

【別添3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年4月23日変更)

【別添4】事務連絡:基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

## <参考資料>

①令和3年4月1日付け事務連絡:基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\_taiou\_20210401\_2.pdf

②令和3年4月9日付け事務連絡:3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\_20210409.pdf

③令和 2 年 11 月 12 日付け事務連絡:来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku 20201112.pdf

④令和3年2月26日付け事務連絡:基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用 制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\_taiou\_20210226.pdf

⑤令和2年9月11日付け事務連絡:11月末までの催物の開催制限等について https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\_20200911.pdf

⑥令和3年4月9日付け事務連絡:3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う 催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項について https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen 20210409.pdf

⑦令和3年4月9日付け事務連絡:3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う 催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項について https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\_20210409.pdf

®令和3年4月16日付け事務連絡:基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取り組み等に係る留意事項等についてhttps://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\_20210416.pdf

⑨令和3年2月4日付け事務連絡:緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等 に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan taiou 20210204.pdf